

株 主 各 位

東京都千代田区永田町二丁目17番3号
株式会社ソフトフロントホールディングス
代表取締役社長 平野井 順 一

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ。後述のご案内に従って平成31年2月25日（月曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成31年2月26日（火曜日）午後1時30分
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号
アイビーホール 地下2階 サフラン
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
議決事項
議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
4. 議決権行使についてのご案内
 - (1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成31年2月25日（月曜日）午後5時15分までに到着するようにご返送ください。
 - (2) インターネットによる議決権行使の場合
インターネットにより議決権を行使される場合には、2頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、平成31年2月25日（月曜日）午後5時15分までに行使してください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト（<http://www.softfront.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎本臨時株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知の送付に代えて、当社ウェブサイト（<http://www.softfront.co.jp/>）に掲載する方法によりお知らせいたしますので、あらかじめご了承賜りますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

ウェブ行使

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成31年2月25日(月曜日)午後5時15分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

株主総会参考書類

議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

繰越利益剰余金の欠損を補填し、今後の効率的な経営の推進及び財務体質の健全化を図ることを目的として、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うものであります。

具体的には、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、欠損の填補に充当いたします。

なお、本議案は貸借対照表の純資産の部における科目間の振替処理であり、当社の純資産額及び発行済株式総数の変動はないことから、1株当たり純資産額に変更を生じるものではありません。

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

5,056,605,875円（ただし、第10回新株予約権507個、第11回新株予約権572個、第12回新株予約権9,340個及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債70,000,000円（以下、総称して「本件新株予約権」といいます。）の全部又は一部が平成31年1月1日から平成31年3月28日までの期間（以下「本件期間」といいます。）に行使されなかった場合は、当該行使されなかった新株予約権が行使されたならば増加すべき資本金の額を控除した金額）をその他資本剰余金に振り替えます。

(2) 資本金の額の減少が効力を生じる日

平成31年3月29日

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

4,926,584,623円（ただし、本件新株予約権の全部又は一部が本件期間に行使されなかった場合は、当該行使されなかった新株予約権が行使されたならば増加すべき資本準備金の額を控除した金額）をその他資本剰余金に振り替えます。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生じる日

平成31年3月29日

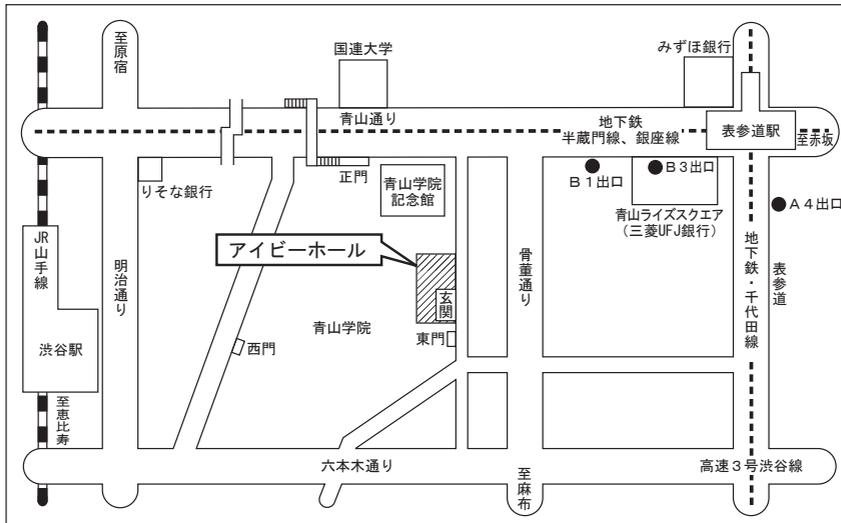
3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金7,932,728,457円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損の填補に充当いたします。

以上

株主総会会場ご案内図

(会 場) 東京都渋谷区渋谷四丁目 4 番25号
アイビーホール 地下2階 サフラン



(交 通) 東京メトロ (銀座線、半蔵門線、千代田線)
表参道駅下車 (B1又はB3出口より徒歩約5分)

お願い：当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますのでお車でのご来場はご遠慮願います。